

広島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十四号

### 広島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）、「特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。）及び広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和四年広島県条例第三号）に定めるもののほか、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書)

第二条 省令第十六条第二項の計画説明書の様式は、別記様式第一号による雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書のとおりとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）に関する工事及び対策工事（法第三十一条第一項第三号に規定する対策工事をいう。以下同じ。）の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等)

第四条 法第三十七条第二項の申請書の様式は、別記様式第二号による雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書のとおりとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、別記様式第三号による雨水浸透阻害行為変更届出書を提出することにより行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、別記様式第二号による雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書を提出することにより行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更（法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第五条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を記載した別記様式第四号による雨水浸透阻害行

為に関する工事着手届出書により、知事に届け出なければならない。

(工程の終了の報告)

第六条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設（法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。以下同じ。）の設置

二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

(雨水浸透阻害行為に関する工事了届出書の添付図書)

第七条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第八条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

(検査済証の交付)

第九条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、別記様式第五号による雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を法第三十条の許可を受けた者に交付する。

(標識の様式)

第十条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第三十八条第三項に規定する標識 別記様式第六号

二 法第四十一条第三項に規定する標識 別記様式第七号

三 法第四十五条第一項に規定する標識 別記様式第八号

四 法第五十四条第一項に規定する標識 別記様式第九号

五 法第七十三条第三項に規定する標識 別記様式第十号

(身分証明書)

第十一条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項に規定する証明書は別記様式第十一号による身分証明書とし、法第七十七条第五項において準用する法第七十四条第二項に

規定する証明書は別記様式第十二号による身分証明書とする。

(書類の提出部数)

第十二条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及びその写し一部とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設 計 者 (法人の場合 は、主たる 事務所の 所在地、名 称及び代表 者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号							
	氏名										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針											
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合 計		
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合 計		
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量				(㎡ <sup>3</sup> /秒)				行為後の流出雨水量		(㎡ <sup>3</sup> /秒)
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)		
そ の 他											

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

広島県知事 様

申請者（協議者） 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 の規定により、雨水  
浸透阻害行為 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請  
について協議が成立した 協 議 します。

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m <sup>2</sup> )
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
工伴 工事 の 計画 の 変更 に 係る 事項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項		
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。  
 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。  
 3 ※印のある欄は、記載しないこと。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号 (第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含ま れる地域の名称			
変 更 に 係 る 事 項	雨水浸透阻害行為 に関する工事の 着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為 に関する工事の 完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対 策 工 事 の 着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対 策 工 事 の 完了予定年月日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号 (第5条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )  
電話番号

広島県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日	
対策工事の着手(予定)年月日	年 月 日	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	(電話番号 )
	現場管理者の氏 名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号 (第9条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

様

広島県知事



次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所
	氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



様式第6号 (第10条関係)

← 90センチメートル →	
雨水貯留浸透施設	
広島県	
施設の名称	70 センチ メートル
検査済証番号	
施設の容量又は規模及び構造の概要	
広島県知事の許可を要する行為	
施設の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る 工事により設置されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第7号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令  
（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により，  
年 月 日付  
けで を命じた。

年 月 日

広島県知事



様式第8号 (第10条関係)

← 90センチメートル →	
保 全 調 整 池	
広 島 県	
名称	↑ 70 セ ン チ メ ー ト ル ↓
指定番号	
容量及び構造の概要	
広島県知事への届出を要する行為	
保全調整池の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第9号 (第10条関係)

← 90センチメートル →	
貯留機能保全区域 広島県	
名称  指定番号  位置  貯留機能保全区域の管理者及び連絡先  標識の設置者及び連絡先	↑ 70 センチ メー トル ↓
○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル，横30センチメートル」又は「縦8センチメートル，横15センチメートル」とする。

様式第 10 号 (第 10 条関係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令  
(浸水被害防止区域に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第73条第 1 項の規定により、 年 月 日付  
けで を命じた。

年 月 日

広島県知事



様式第 11 号 (第 11 条関係)

(表面)

身分証明書 所属 職名 氏名	第 号
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
広島県知事	印

8 センチメートル

6 センチメートル

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法 (抜粋)

(立入検査)  
第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)  
第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 12 号 (第 11 条関係)

(表面)

身 分 証 明 書 第 号 所 属 職 名 氏 名  上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。  交付年月日                      年      月      日  広島県知事    印	6 セ ン チ メ ー ト ル
8 センチメートル	

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法 (抜粋)
(立入検査)
第74条 (略)
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(測量又は調査のための土地の立入り等)
第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の規定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
2-4 (略)
5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。
6-10 (略)